主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人杉本正吉の上告趣意について。

第一点

所論は量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

第二点

所論は控訴趣意として主張されず、従つて原判決が判断を示していない事項について、第一審の訴訟手続の違憲を主張するものであるから、適法な上告理由にあたらない。記録を調べると、所論のような被告人の身上調書(照会昭和二六年一〇月一目附、回答同月六日附)が、第一回公判調書と第二回公判調書との間(第一回公判期日に取調べられた証拠書類のあと)に綴じてあり、その前科欄には、前科が記入されている。この身上調書が公判期日において証拠調をされた形跡はないから、同書面の日附からみて、第一回公判期日(昭和二六年一〇月二七日)前に第一審裁判所に到達したものと推定される(受附印はない)という一事だけで、第一審の訴訟手続に、判決に影響を及ぼすべき法令違反があつたとはいえない。(第一審以来本件の事実関係について被告人に終始争いはない。)

また記録を調べても本件につき刑訴四――条を適用すべき事由は認められない。 よつて、刑訴四―四条、三八六条―項三号に従い、裁判官全員の一致した意見で 主文のとおり決定する。

昭和二九年三月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎